

多賀区規約細則

(令和4年4月1日施行)

多賀区規約細則

（目的）

第1条 この細則は、大字多賀区規約（以下、「区規約」という）第31条に規定する特別字費の積立金の取り扱いについて、必要な事項を定める。

（居住の届出）

第2条 大字多賀区の住民で別所帯を設けた者と、新しく大字多賀区の住民登録を行った者は、居住と同時に区民の登録を行うため総代を通じて区長に届けるものとする。また、同時に大字多賀区以外に居住することとなった者も区長に届け出するものとする。

（区民の登録及び解除）

第3条 区長は前条に規定する者の届出を受けた時には、区民として登録を行う。また登録を解く。

（特別字費の納入）

第4条 前条により区民としての登録を受けた者は、区規約第32条に定める特別字費を定められた月から毎月25日までに区会計に納入するものとする。

（分割期間中における転出等）

第5条 区規約第33条により特別字費の分納を認められた者が、その分割納入期間内に大字多賀区に居住しなくなった時には、その日の属する前月迄をその期間とする。

（特別字費の取り扱い）

第6条 何人も納入された特別字費を返還することはない。

（特別字費の決定）

第7条 区規約第32条に規定する特別字費は、協議員会において定めた額とする。

（定めなきことへの対応）

第8条 その他必要な事項は、区の規約に準ずる。

附則

この細則は、昭和54年4月1日より施行する。

この細則は、昭和59年10月1日一部改正、施行する。

この細則は、平成11年4月1日一部改正、施行する。

この細則は、平成26年4月1日一部改正、施行する。

この細則は、令和4年4月1日一部改正、施行する。